

グループサポート事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、男女共同参画社会の実現のために、調査研究及び啓発活動を行うグループを支援することを目的とする。

(支援対象グループ)

第2条 支援を受けることができるグループは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) グループの構成員が、3人以上であること。
- (2) グループ代表者は、市内に住所を有する者、市内に存する事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者であること。
- (3) グループ活動が、男女共同参画社会(男女が共に、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野に参画できる社会)を目指した活動であること。
- (4) グループの活動目的が、政治、宗教又は営利でないこと。

(支援内容)

第3条 支援内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 参考図書及び関連情報の提供
- (2) 1グループに対する5万円を上限とする交付金の交付。
なお、交付金の対象は、講師謝礼、交通費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費とする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとするグループは、グループサポート事業申請書(様式第1号)及びグループ員名簿(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(交付金の決定等)

第5条 前条の交付申請をしたグループに対し、交付金の交付決定等をしたときは、グループサポート事業交付金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付金の請求)

第6条 交付金の交付決定を受けたグループは、グループサポート事業交付金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(活動の実績報告)

第7条 交付金の交付を受けたグループは、翌年3月までにグループサポート事業実績報告書(様式第5号)を、市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。